

林業死亡労働災害多発警報発令について（お知らせ）

当局管内の林業における死亡労働災害の増加を踏まえ、林業・木材製造業労働災害防止協会（本部：東京）は、8月19日、同協会岩手県支部（以下「林災防岩手県支部」という。）に対し、「林業死亡労働災害多発警報（令和4年8月19日から11月末まで）」を発令しました。林災防岩手県支部は同警報の発令を受け、緊急集団指導会の開催や現場安全パトロール等再発防止対策を講じることをとしています。

岩手労働局においても林災防岩手県支部のこれらの取組に協力し、林業における労働災害防止対策を積極的に進めてまいります。

（プレスリリース）

本部	林業・木材製造業労働災害防止協会発表 会長 中崎和久 令和4年8月19日発令 担当者：教育支援課長 庭山 佳宏 本部 ☎（03）3452-4981
支部	林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部 担当者：事務局長 伊藤 節夫 ☎（019）624-2141

一 林業死亡労働災害多発警報発令 一 8月19日から林業労働災害再発防止対策の実施

林業・木材製造業労働災害防止協会会長（会長 中崎和久）は、岩手県内の林業における死亡労働災害が多発していることから、岩手県支部に「林業死亡労働災害多発警報」を発令し、岩手県支部長に対して「林業労働災害再発防止対策（以下「再発防止対策」という。）」の実施を指示するとともに、中央の労働基準行政機関、中央の関係行政機関及び中央の林業関係団体に対して再発防止対策の実施について協力要請を行った。

1. 林業死亡労働災害多発警報の発令

岩手県では、林業における死亡労働災害が、令和4年2月、5月及び7月に1件発生（速報値）した。

このため、岩手県支部に対して、「林業死亡労働災害多発警報」を発令した。

同警報は、下記警報発令期間中に発生しなかった場合に解除する。

なお、同期間中に死亡災害がゼロとなるまで、期間を1か月単位で延長して取り組む。

2. 実施事項

(1) 趣旨

岩手県内の林業における死亡労働災害の発生状況を踏まえ、警報発令期間中における林業の死亡労働災害がゼロとなることを目指し、次のとおり再発防止対策を実施する。

(2) 警報発令期間

令和4年8月19日から令和4年11月末（3か月後の月末）まで

(3) 取組団体等

主唱者 林業・木材製造業労働災害防止協会

実施者 林災防岩手県支部及び林業事業場